

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

## 企業 M&A 法の改正要点

本国の企業 M&A 法は 2004 年以降改正されておらず、これに対し、この十年間経済環境は急激に変化し、合併の形態も日々複雑なものとなってきている。現行の企業 M&A 法はすでに現在の商業合併形態及びそのモデルに対応しきれないものとなって来ている。2013 年 11 月、企業 M&A 法の改正草案が行政院を通過し、合併及び買収形態・合併及び買収対価の柔軟性が向上され、株主、従業員及び債権者への保障を向上させる規定が追加された。現在の合併及び買収実務における一般的な問題の解決により、合併及び買収案件にて有利、且つ友好的な環境が構築されることが期待される。

### 簡易化合併及び買収手続

M&A 手続において、支配関係にある親・子会社、又は同様に親会社に所属する兄弟会社間の M&A 行為は子会社株主の権益に対しての影響は少なく、且つ子会社への株主総会の開催要求は形式上のものとなることが多いため（親会社は子会社株式の 90%以上を所持する筆頭株主であるため、株主決議にて合併案が通過しないはずがない）、合併費用が無駄に増加することとなる。従って、今回の法律改正において、前述の事情に該当する場合、企業 M&A の効率を向上させるため、株主総会を経る必要がなく、取締役会の特別決議で決定することができるとの規定を追加した。

また、非対等 M&A（規模の大きい会社が小さい会社を M&A する案件）の場合、買主の会社株主及び債権者に対する影響は有限なものであり、改正前の企業 M&A 法は既に非対等合併の簡易化手続について規定しているため、今回の法律改正は、非対等株式交換及び非対等分割が適用する簡易化手続について、併せて修正したものである。

形態	要点	議決方法
兄弟会社間の簡易化合併	親会社がそれぞれ 90%以上の発行済表決権付き株式を所持する子会社間の合併案件	各子会社取締役会にて三分の二以上の取締役が出席し、出席取締役の過半数により議決する。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

<p>非対等株式転換</p>	<p>株式転換を行うとき、株式を引受ける存続会社は対価として発行する新株総数は、該会社が発行した議決権付き株式の20%を超えておらず、且つ、支払現金又はその他財産の価値は該会社の現在正味価値の2%を超えていない場合。</p>	<p>株式を引受ける存続会社の取締役会にて三分の二以上の取締役が出席し、出席取締役の過半数により議決する。</p>
<p>親子会社間の簡易化株式転換</p>	<p>親会社が90%以上の発行済表決権付き株式を所持する子会社との株式転換</p>	<p>親会社及び子会社の取締役会にて三分の二以上の取締役が出席し、出席取締役の過半数により議決する。</p>
<p>非対等分割</p>	<p>営業分割を行うとき、分割会社が譲渡する営業価値は分割会社現在正味価値の2%を超えておらず、且つ、その対価はすべて分割会社により受領する。</p>	<p>分割会社の取締役会にて三分の二以上の取締役が出席し、出席取締役の過半数により議決する。</p>
<p></p>	<p>営業を進行するとき、営業を引受ける存続会社が発行する新株総数は該会社の発行済議決権付き株式総数の20%を超えておらず、且つ、分割会社に支払現金又はその他財産の価値は該会社の正味価値の百分の二を超えていない。</p>	<p>存続会社の取締役会にて三分の二以上の取締役が出席し、出席取締役の過半数により議決する。</p>
<p>親子会社間の簡易化分割</p>	<p>親会社は子会社の90%百分の九十以上の発行済表決権付き株式を所持し、子会社を分割会社とし、親会社が営業を</p>	<p>親会社及び子会社の取締役会にて三分の二以上の取締役が出席し、出席取締役の過半数によ</p>

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

	引受け、存続会社とするほか、子会社によりすべての対価を取得する。	り議決する。
--	----------------------------------	--------

## M&A 対価の多様化及び M&A 手続の柔軟化の向上

国際の M&A 実務に合わせるため、今回の法律改正は、M&A の対価種類を増加するほか、一部の条文を修正して M&A 手続きの柔軟性の向上を図る。詳しい説明は以下の通り：

- 一、会社が株式転換及び分割を行うときの支払対価の規制を緩和  
 会社が株式転換及び分割を行うときの対価の支払方式に関する規制を緩和する。具体的に、株式転換及び分割を行うときの対価の支払は、合併及び買収のときに株式、現金又はその他財産（例：知的財産）で支払得るものを参照し、新株発行に限定されないように適用する。M&A 手段の柔軟化を図るほか、国際 M&A 実務に合わせるようにするものとする。
- 二、株主の M&A 書類郵送に関する規定の緩和  
 M&A 費用の軽減、M&A 手続の簡易化、並びに株主が株主総会の議決に参加するよう、公開会社及び株主が株主総会において電子方式投票の採用を推進するため、今回の法律改正は、M&A の効率向上を図るために、会社は合併契約、転換契約又は分割計画の必要事項、特別委員会又は審査委員会の審査結果及び独立専門家の意見等 M&A に関する書類を証券主管機関が指定したウェブサイトに掲載するほか、株主の閲覧用に会社及び株主総会の会場に備置する場合、株主に対する通知を行ったと看做す規定を追加した。また、株主の権益を保障するため、株主総会の招集通知に添付すべき書類資料の公告ウェブサイト・備置場所並びに取締役会の議決内容は、尚も各株主に送付しなければならない。
- 三、株主及び従業員の優先新株引受権並びに一定比例の対外発行の制限を廃止  
 会社の株主及び従業員の利益を保障するため、会社法は、会社が新株発行するとき、一定比例の株式を株主及び従業員が引受け、株式を保留することについて規定している。但し、会社が M&A を行うとき、株主及び従業員が株式優先引受権を行使することにより、株式が分散され、買収会社も事前に株式数量を確認できないため、M&A が困難になるほか、新株発行

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

の時間も長引くこととなる。従って、今回の法律改正は、会社合併のための新株発行のときにおいて、合併進行の便利を図るために、優先新株引受権並びに一定比例の対外発行の制限を廃止する。

また、外国の実務では、親会社は M&A 目的で子会社を設置し、M&A 対象会社に合併させ、親会社により M&A 対価として合併対象に新株を発行する。この場合は前述理由に基づき、親会社は子会社がその他会社との合併のために新株を発行するとき、優先新株引受権並びに一定比例の対外発行の制限を廃止する。

#### 四、被 M&A 対象会社の筆頭株主は利益回避する必要がなく、議決権を行使することができる

会社法に規定に基づき、株主は株主総会議決事項について、取締役は取締役会議決事項について利害の対立関係を有し、会社利益に損害を与える虞がある場合、会社利益を保護するため、利害関係者の議決権を行使してはならないほか、その他株主の代理として議決権を行使してはならない。但し、M&A の目的が組織の再編であり、且つ実務上買収会社が対象会社の一定数の株式及び取締役の席数を取得することにより、M&A 対象会社の運営状況をより一層理解し、所持株式及び取締役席数を以って M&A 案件の進行を推進することは一般的であるため、その議決権行使の禁止は M&A 目的の達成への妨害となる。今回の法律改正前においては、会社合併の場合のみ会社が合併参与会社の株式を所持し、又は代表者を指定して合併参与会社の取締役に選任させ、合併参与会社のために合併事項について議決をするとき、議決権を行使できると定めている。その一方、会社が買収又は分割する場合においては適用されていないため、会社が買収又は分割を行うときは尚も利益回避が制限をされ、買収及び分割案件進行の障害となっている。今回の法律改正は、会社が買収又は分割する場合において、利益回避する必要がないとの規定を追加し、M&A 案件進行の便利化を図る。

## 株主、従業員及び債権者権益への保障

### 一、上場（店頭）会社が M&A によって上場（店頭）中止する場合の、株主総会における M&A 議決に対する制限強化

上場（店頭）会社が M&A により上場（店頭）を中止するとき、株主に重

---

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

大な影響を及ぼすため、今回の法律改正は、上場（店頭）会社が合併、買収、分割などの原因により上場（店頭）中止するとき、株主総会の議決に関する制限を証券取引法に定めた会社の上場（店頭）中止議決と相当するものへと修正し、発行済株式総数の三分の二以上の株主同意を得なければならない。

仮に M&A 後の存続会社、買収会社、営業を引受ける存続会社又は新設会社が尚も上場（店頭）会社である場合、M&A 対象会社の株主は尚も該上場（店頭）会社の株式を所持できるため、その權益に対する影響は比較的に小さいもので済む。従って、前述のような事情において株主総会特別議決への適用を廃止し、上場（店頭）会社の M&A 費用を減らすことを図る。

## 二、取締役が利害関係者である場合に関する説明

会社 M&A 時において、取締役は該 M&A 案件について利害関係がある場合、会社 M&A 手続の透明化、株主權益の保証を強化するため、取締役は取締役会及び株主総会に利害関係の重要内容及び議決を賛成又は反対した理由を説明することを通じて、株主及びその他利害関係者に通知することを規定した。

## 三、特別委員会の設置

今回の法律改正にて公開会社が特別委員会を設置しなければならないとの規定が追加された。特別委員会は M&A 取引の公正性、合理性について審議するべきであるほか、独立の専門家に委任して、M&A 対価の合理性について意見を提供しなければならない。特別委員会は、株主が M&A 決議を行うときに十分な情報を取得するために、前述の審査結果を取締役会及び株主総会に提出しなければならない。

但し、会社がすでに審査委員会を設置している場合、証券取引法において審査委員会は特別委員会の役割を有するため、審査委員会により M&A 取引についての審査を行うことができる。

## 四、株主の情報取得権

株主が十分な情報を獲得し、株主利益に符合する決定を判断できるように、今回の法律改正にて、取締役会は M&A 議決の内容、合併契約、転換契約、分割計画、特別委員会審査結果及び独立専門家の意見等の資料を株主総会召集通知に添付して株主に送達するか、若しくは簡易合併の取締役会議決を作成した後株主に送達するとの規定を追加した。

---

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

## 五、株式買収請求権に関する規定の修正

今回の法律改正前においては、企業 M&A 法は異議を提出した株主に対しての株式買収請求権を行使する手続及び価格の決定方式について特別な規定がなく、異議を提出した株主は会社法に基づき株式買収請求権を行使するほかない。但し、会社法規定に基づき、株主と会社は株式の買収価格についての協議を達成できない場合、各株主により裁判所に対して価格の裁定を申請するものとする。その結果、株式買収請求権の行使は時間が掛かるほか、株主が株式買収請求権を行使する費用負担額の増加、裁判所による裁定された価格の不一致などの欠点が生じ、株主への保護が不完全となるうえ、司法資源の浪費となる。

従って、今回の法律改正は、株式の買収価格についての協議を達成できない場合、会社がその認可された公正価格を協議未達成の株主に交付するものとする。これらが支払わない場合、会社は株主が提出した価格に同意したものと看做す。また、会社と株主は株主総会議決日の 60 日以内に買収価格について協議を達成できない場合、会社は前述期間が経過して 30 日以内に、協議未達成の株主全員を他方当事者として、裁判所に価格裁定の申請を行うほか、会社により申請手続の費用を負担するものとする。これによって株主が株式買収権を行使する便利性を増やし、株主権益を保護するという株式買収請求権の立法目的の実現を図る。

## 六、労働者退職準備金

労働者退職金条例の規定に符合させるため、会社が企業 M&A 法に基づき財産を買収又は分割するとき、仮に譲渡会社又は分割会社に所属し、労働基準法退職金制度に適用する労働者がすべて引受会社に移転されたとき、かかる労働者の退職金権益を保障するため、該労働者退職準備金口座の残金は振込中止の金額に達する必要がなく、またその全額を引受会社の労働者退職準備金口座に移転することを規定した。

## 七、従業員が留任を同意後、その同意の反故に関する規定

今回の法律改正において、会社買収後の消滅会社の従業員は、留任を同意した後、私的な理由により反故した場合、直ちにかかる従業員の退職金請求権を剥奪する規定を定めている。但し、この場合において、労働者権益の保障を図るために、雇用者は尚も法律に基づき退職金又は解雇手当を支払うものと追加する。

## 八、債権者への保護

---

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

今回の法律改正前の企業 M&A 法において、会社が合併又は分割するとき、債権者は情報取得権及び異議権を有することを規定している。但し、会社が買収を行う場合についての関係規定がないため、債権者に対する保護は明らかに不足であるといえる。従って、今回の法律改正により、会社が買収を行うとき、債権者に対する保護は合併及び分割に関する規定を参照することを規定した。

## 租税措施規定の改正

今回の企業 M&A 法及び所得税法の改正に合わせて、M&A に関する租税措置を調整する。租税措置の修正部分は次の通り：

一、会社が分割を行うとき、議決権付株式を対価として支払する際、免税に関する制限を強化する：

今回の法律改正では、簡易化株式転換の形態を追加するほか、分割の支払対価を新株発行のみに限り緩和する。分割及び買収の支払対価方式は同じとなったため、会社分割は議決権付き株式を支払対価とするとき、取得した議決権付き株式が取引対価の百分六十五以上に達した場合、印紙税、契約税、証券取引税等の租税を免除するよう規定を調整する。

二、合併後の存続会社又は新設会社が欠損を引受けるときの税金控除計算年制限を延長：

所得税法第 39 条の改正に合わせて、合併前に控除しなかった欠損は存続会社又は新設会社により引受ける場合、欠損を所得税から控除する計算年限は 5 年より 10 年に上げるよう調整する

三、営利事業所得税の免除制限の調整：

今回の法律改正では、会社分割の支払対価は新株発行のみに限定されないため、分割及び買収の支払対価方式は同じとなった、そのため分割に関する関税優遇も併せて調整するものとする。会社が分割を行うとき、取得した議決権付き株式は取引対価の百分八十以上に達した場合、営利事業所得税の課徴を免除することができる。

---

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。